

令和3年度 青森県・十和田市 連携融資制度

十和田市では、青森県が実施する特別保証融資制度の利用者を対象に、一定の要件を満たす方に対し信用保証料や利子を補給します。

1. 十和田市内で創業する方

■保証料補給の対象者及び補給内容

- ◎対象者 市内で新たに事業を開始しようとする中小企業者、又は市内で事業を開始して5年に満たない中小企業者で、市内に住所又は事業所を有する（予定を含む）、納税状況の良好な方。
- ◎補給対象融資額 1,000万円以内
- ◎補給内容 県による保証料の補給後の保証料全額を一括補給します。

2. 空き店舗で開業する方

■保証料補給の対象者及び補給内容

- ◎対象者 市内の商店街等の空き店舗において事業を開始しようとする市の認定を受けた中小企業者で、市内に住所又は事業所を有する（予定を含む）、納税状況の良好な方。
- ◎補給対象融資額 1億円以内
- ◎補給内容 信用保証料額の2分の1を一括補給します。

■利子補給の対象者及び補給内容

- ◎対象者 上記保証料補給の対象となる方で、十和田市中心市街地活性化基本計画で設定した区域内の空き店舗において事業を開始する方。
- ◎補給内容 当初5年間について、利子の全額を毎年度の申請に基づき補給します。

3. 新型コロナウイルス感染症により経営に支障が生じている方

■保証料補給の対象者及び補給内容

- ◎対象者 市によるセーフティネット保証4号・5号、または危機関連保証の認定を受けた方で、市内に住所又は事業所を有する、納税状況の良好な方。
- ◎補給対象融資額 1,000万円以内
- ◎補給内容 県による保証料の補給後の保証料全額を一括補給します。

- ◎お問い合わせ先 十和田市農林商工部商工観光課商工労政係
電話 0176-51-6773(直通)
青森県商工労働部商工政策課商工金融グループ
電話 017-734-9368(直通)

<連携融資制度に関するQ&A>

「1.十和田市内で創業する方」「3.新型コロナウイルス感染症により経営に支障が生じている方」について

Q1. 融資額が1,000万円を超える場合でも、信用保証料の補給を受けることができますか？

A1. 信用保証料の補給は1,000万円以内の借入分のみ対象です。1,000万円を超える借入分は補給対象となりません。

Q2. 十和田市内に本社（個人の場合は住所）がありますが、市外の事業所の事業資金に対する融資について信用保証料の補給を受けることができますか？

A2. 信用保証料の補給は、市内に住所を置く（または置こうとする）事業所の事業資金のみ対象となります。本社の登記（個人の場合は住所）が市内にあっても、市外の事業所に係る事業資金は対象になりません。

「2. 空き店舗で開業する方」について

Q3. 融資期間が5年を超える場合でも、利子の補給を受けることができますか？

A3. 利子の補給は、当初5年間に支払う分のみ対象となります。5年間を超える分の利子については、自己負担となります。

連携融資制度の利用手続きについて

Q4. 連携融資制度を利用するための手続きを教えてください。

A4. 青森県特別保証融資制度の取扱金融機関(※)の融資担当窓口へお申込みください。

なお、お申し込みの際には、青森県特別保証融資制度の申込書類に加え、信用保証料等の補給対象者であることを確認できる書類が必要になります。

(※)青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（順不同）

〔青森銀行、みちのく銀行、岩手銀行、東北銀行、秋田銀行、北日本銀行、みずほ銀行〕
〔青い森信用金庫、東奥信用金庫、青森県信用組合、あすか信用組合、商工組合中央金庫〕